

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
件 名	残飯収集処理作業	仕様書番号	補一
		作成	令和7年1月15日
		変更	
		作成部隊等名	大村駐屯地業務隊補給科 2等陸尉 立山 智博
1	適用範囲	この仕様書は、大村駐屯地から発生する残飯の収集処理作業について規定する。	
2	適用期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
3	設置場所	別紙第1「残飯収集プラスチック樽等設置場所」	
4	残飯発生予定数量	別紙第2「大村駐屯地食堂残飯発生予定数量」	
5	作業の概要	<p>(1) 通常、毎日残飯を収集するものとする。ただし、残飯の発生が少ないと予想される場合及び収集できない場合は官側と調整するものとする。</p> <p>(2) 残飯容器（プラスチック樽等）は受託者負担とする。 （細部設置場所は別紙第1「残飯収集プラスチック樽等設置場所」を参照）</p> <p>(3) 残飯容器はこまめに洗浄するものとし、食中毒予防に留意する。</p> <p>(4) 残飯収集に関しては官側立会のもと計量を実施し、作業終了後、様式随意の「残飯受領書」（受領年月日・受領者・受領数含む。）を提出するものとする。</p> <p>(5) 作業に関し、施設等に損害を与えないよう十分に注意して作業するものとする。万一損害を与えた場合には、速やかに報告し、官側の指示に従い受託者の負担において現状復旧する。</p> <p>(6) 安全には十分に注意を払い、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、安全管理を徹底するものとする。</p> <p>(7) 本仕様書に記述されていない軽微な作業で、必要とされる事項が発生した場合は、受託者の契約金額の範囲内でその都度、官側と協議の上実施するものとする。</p>	
6	処理要領	受託者は、食品リサイクル法に基づき、収集した残飯を適切に処理するものとする。	
7	その他	受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。	